

平成二十二年政令第十九号

資金決済に関する法律施行令

内閣は、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 前払式支払手段（第三条―第十二条）
- 第三章 資金移動（第十二条の二―第二十條）
- 第三章の二 暗号資産（第二十條の二・第二十条の三）
- 第四章 資金清算（第二十一条・第二十二条）
- 第五章 認定資金決済事業者協会（第二十三条）
- 第六章 指定紛争解決機関（第二十四条―第二十七条）
- 第七章 雑則（第二十八条―第三十一条）

第一章 総則

（定義）

第一条 この政令において、「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「資金移動業者」、「暗号資産」、「暗号資産交換業」、「暗号資産交換業者」、「資金清算業」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「紛争解決等業務」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、資金移動業者、暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産交換業者、資金清算業、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、紛争解決等業務、信託会社等又は銀行等をいう。

第二章 削除

第二章 前払式支払手段（発行者との密接な関係）

第三条 法第三条第四項に規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 前払式支払手段（法第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下この章において同じ。）を発行する者（以下この項において「発行者」という。）が個人である場合におけるその者の親族である関係
- 二 法人が他の法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議を行使することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除

2

き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する関係三 個人及びその親族が法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する場合における当該個人と当該法人との関係

四 同一の者（その者が個人である場合には、その親族を含む。）によつてその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有される法人相互の関係（第二条に掲げる関係に該当するものを除く。）

五 発行者が行う物品の給付又は役務の提供と密接不可分な物品の給付又は役務の提供を同時に又は連続して行う者がある場合における当該者と当該発行者との関係（前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）

六 前項第二号の場合において、法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

- 一 法人が自己の名義をもつて所有する他の法人の株式又は出資（以下この項において「株式等」という。）に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式等に係る議決権を含む。次号において「対象議決権」という。）が当該他の法人の総株主等の議決権のうちを占める割合
- 二 法人の子法人（当該法人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式等をもつて所有する前号に規定する法人をいう。以下この号において同じ。）が自己の名義をもつて所有する前号に規定する他の法人の株式等に係る対象議決権が当該他の法人の総株主等の議決権のうちを占める割合（当該子法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）

3 前項の規定は、第一項第三号及び第四号の關係の判定について準用する。

第四条 法第四条第一号に規定する政令で定めるものは、第一号から第三号までに掲げる証券その他の物（以下この条において「証券等」という。）又は第四号に掲げる番号、記号その他の符号とする。

- 一 乗車券、乗船券及び航空券
- 二 次に掲げる施設又は場所に係る入場券（通常入場券と併せて発行される遊園地その他これに類する施設の利用券を含む。）
- イ 映画 演劇 演芸 音楽 スポーツ又は見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、又は聴かせる場所
- ロ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場
- ハ 美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場
- ニ その他不特定かつ多数の者が入場する施設又は場所であつてこれらに類するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定の施設又は場所の利用に際し発行される食券その他の証券等で、当該施設又は場所の利用者が通常使用することとされているもの
- 四 前三号に掲げる証券等と同等の機能を有する番号、記号その他の符号（その発行する者又は当該発行する者が指定する者による利用者に対する物品の給付又は役務の提供が、発行者又は当該発行する者が指定する者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用されるものを除く。）
- 五 法第四条第二号に規定する政令で定める一定の期間は、六月とする。
- 六 法第四条第四号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。
 - 一 独立行政法人自動車技術総合機構
 - 二 日本中央競馬会及び日本放送協会
 - 三 港務局及び地方道路公社
- 七 法第四条第五号に規定する政令で定める前払式支払手段は、次に掲げる前払式支払手段とする。
 - 一 専ら発行者の従業員（当該従業員と同一の世帯に属する者を含む。以下この号において同じ。）に対して発行される第三者型前払式支払手段（法第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。）であつて、専ら当該従業員が使用することとされているもの
 - 二 次に掲げる者が発行する保健施設、福祉施設又は福祉事業に係る前払式支払手段
 - イ 健康保険組合又は健康保険組合連合会
 - ロ 国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団
 - ハ 企業年金基金又は企業年金連合会
 - ニ イからハまでに掲げる者に類するものとして内閣府令で定める者
 - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校を設置する者（国及び地方公共団体を除く。）が専らその学生、生徒若しくは児童又は職員（以下この号において「学生等」という。）に対して発行する前払式支払手段（専ら当該学生等が使用することとされているものに限る。）その他これに準ずるものとして内閣府令で定める前払式支払手段
 - 四 前三号に掲げる前払式支払手段のほか、一定の職域内に勤務する従業員又は当該従業員であつた者（これらの者と同一の世帯に属する者を含む。以下この号において「従業員等」という。）の福利厚生のための売店その他の施設（以下この号において「福利厚生施設」という。）に係る事業を営むものが専ら当該従業員等に対して発行する前払式支払手段（当該従業員等の福利厚生施設においてのみ使用することとされているものに限る。）その他これに類するものとして内閣府令で定める前払式支払手段
 - 五 法第四条第六号に規定する政令で定める前払式支払手段は、次に掲げる前払式支払手段とする。
 - 一 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第二条第六項に規定する前払式特定取引に係る商品の引渡し若しくは役務の提供又は同法第十一条に規定する前払式割賦販売に係る商品の引渡しにおいて使用することとされている前払式支払手段
 - 二 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第三項に規定する旅行業務（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第八項に規定する住宅宿泊仲介業務（旅行業法第六条の四第一項に規定する旅行業者が行うものを除く。）を除く。）に関する取引において発行される前払式支払手段

第五條 法第十條第一項第二号イに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 法第十條第一項の登録申請者の発行する前払式支払手段の利用が可能な地域の範囲が一の市町村(特別区を含む)とし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次号において同じ。)の区域内である場合 千万円
- 二 法第十條第一項の登録申請者が次に掲げる基準のいずれにも該当する場合 零
- イ 一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二條第二項に規定する特定非営利活動法人(以下「一般社団法人等」という。)であること。

ロ その定款に当該登録申請者が前払式支払手段の発行の業務を行う旨及び当該登録申請者が地域経済の活性化又は当該地域の住民相互の交流の促進を図ることを目的とする旨の記載がされていること。

ハ その発行する前払式支払手段の利用が可能な範囲が一の市町村及びこれに隣接する市町村の区域内であること。

ニ その発行する前払式支払手段の未使用残高(法第三條第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。)から法第十四條第一項の規定により供託をした発行保証金の金額並びに法第十五條及び第十六條第一項の規定により供託をしないことができる金額を控除した金額に相当する金額以上の金額の預貯金が当該登録申請者を名義人とする口座において保有されることが当該登録申請者の定める規則に記載されていること。

ホ その発行する前払式支払手段に当該一般社団法人等の貸借対照表及び損益計算書又はこれに代わる書面の閲覧の請求ができる旨の記載がされていること。

三 前二号に掲げる場合以外の場合 一億円

2 法第十條第一項第二号ロに規定する政令で定めるものは、法律の規定(金融庁長官が告示をもって定めるものに限る。)により行政庁の認可を受けて設立される営利を目的としない法人であつて、その定款に前払式支払手段の発行の業務を行う旨の記載がされているものとする。

第六條 法第十四條第一項に規定する政令で定める額は、千万円とする。

(発行保証金保全契約の内容となるべき事項)

第七條 前払式支払手段発行者が締結する発行保証金保全契約(法第十五條に規定する発行保証金保全契約をいう。以下この条、次條第二項、二号及び第十一條第二項において同じ。)は、当該発行保証金保全契約の相手方が法第十七條の規定による命令を受けたときは当該前払式支払手段発行者のために当該命令に係る額の発行保証金が遅滞なく供託されるものであることその他内閣府令で定める事項をその内容とするものでなければならない。

(発行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等)

第八條 法第十五條に規定する政令で定める要件は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十四條の二その他これに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して内閣府令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当することとする。

2 法第十五條に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 保険業法(平成七年法律第五号)第三百十條に規定する基準を勘案して内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分に該当する保険会社その他の内閣府令で定める者
- 二 割賦販売法第三十五條の四第一項に規定する指定を受けた者で、当該発行保証金保全契約に係る事業につき同法第三十五條の九ただし書の承認を受けた者

第九條 法第十四條第一項若しくは第二項又は第十七條の規定により発行保証金(法第十四條第三項の規定により供託した債券(同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十一條第八項において同じ。))を含む。以下この条及び第八十一條第五項において同じ。)を供託した者又は

はその承継人(以下この条において「供託者」と総称する。)は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を取り戻すことができる。

- 一 直前の基準日(法第三條第二項に規定する基準日をいう。次号において同じ。)における基準日未使用残高(同項に規定する基準日未使用残高をいう。)が千万円以下である場合
- 二 直前の基準日における発行保証金の全額

三 法第三十一條第一項の権利(以下この号、次号、第三項及び第十一條において「権利」という。)の実行の手續が終了した場合であつて、当該権利の実行の手續が終了した日における未使用残高(同日においてなお存する法第三條第一項第一号の前払式支払手段に係る金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。)が千万円以下である場合

四 権利の実行の手續が終了した場合であつて、当該権利の実行の手續が終了した日における未使用残高が千万円を超えるとき 供託されている発行保証金の額から当該権利の実行の手續に要した費用の額を控除した額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額

法第十八條第四号に規定する政令で定める場合は、法第二十條第一項の規定による払戻しの

手續が終了した場合とし、供託者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を取り戻すことができる。

- 一 当該払戻しの手續が終了した日における未使用残高(同日においてなお存する法第三條第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。)が千万円以下である場合
- 二 当該払戻しの手續が終了した日における未使用残高が千万円を超える場合

三 法第三十一條第一項の権利(以下この号、次号、第三項及び第十一條において「権利」という。)の実行の手續が終了した場合であつて、当該権利の実行の手續が終了した日における未使用残高(同日においてなお存する法第三條第一項第一号の前払式支払手段に係る金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。)が千万円以下である場合

四 権利の実行の手續が終了した場合であつて、当該権利の実行の手續が終了した日における未使用残高が千万円を超えるとき 供託されている発行保証金の額から当該権利の実行の手續に要した費用の額を控除した額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額

供託者は、その発行保証金について法第二十二條第一項の規定による払戻しの手續が行われている間及び権利の実行の手續が行われている間は、前二項の規定にかかわらず、当該発行保証金を取り戻すことができる。

(前払式支払手段発行者が電子公告により前払式支払手段の払戻しの公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第九條の二 法第二十二條第二項の規定による公告を電子公告(会社法第二十二條第三十四号に規定する電子公告をいう。)によりする場合については、法第二十二條第三項及び第四項において会社法の規定を準用する場合における同条第三項及び第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替へらるる字句	読み替へるる字句
第九百四十條第一項第三項	異議を述べ	債権の申出をする
第九百四十條第三項(各前二項を除く。)	これらの	同項の

(基準日に係る特例)

第九條の三 法第二十九條の二第一項の規定の適用がある場合における法第十四條及び第二十三條の規定の適用については、法第十四條第二項中「基準日における」とあるのは「基準日(第

二十九条の二第二項の届出書を提出した日の翌日の直前の基準日が同条第二項に規定する特例基準日である場合には、当該特例基準日を除いた基準日。以下この項において同じ。）における」と、法第二十三条第一項第一号中「基準期間」とあるのは「基準期間（第二十九条の二第二項の届出書を提出した日の翌日の属する基準期間が特例基準日（同条第二項に規定する特例基準日をいう。）の翌日から次の通常基準日（同条第二項に規定する通常基準日をいう。以下この号において同じ。）までの期間である場合にあつては、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間）」とする。

2 法第二十九条の二第三項及び第四項に規定する政令で定める期間は、一年とする。

（権利実務代行者となる資格を有する者）

第十条 法第三十一条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行等
- 二 信託会社等
- 三 当該前払式支払手段発行者について破産手続が開始された場合における破産管財人
- 四 当該前払式支払手段発行者について更生手続が開始された場合における管財人
- 五 当該前払式支払手段発行者について再生手続が開始された場合における管財人（当該再生手続において管財人が選任されている場合に限る。）

（発行保証金に係る権利の実行の手続）

第十一条 前払式支払手段の保有者は、その保有する前払式支払手段（既に法第二十条第一項の規定による払戻しの手続が終了したもの及び権利の実行の手続が終了したものを除く。）に關し、金融庁長官に対して、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 金融庁長官は、法第三十一条第二項の規定による公示をしたときは、その旨を前項の申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）及び当該前払式支払手段を発行した前払式支払手段発行者（当該前払式支払手段発行者が発行保証金保全契約又は法第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約を締結している場合にあつては、当該前払式支払手段発行者及びこれらの契約の相手方。第四項及び第五項において同じ。）に通知しなければならない。

3 法第三十一条第二項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立てを取り下げた場合

においても、権利の実行の手続の進行は、妨げられない。

4 金融庁長官は、法第三十一条第二項の期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査を行わなければならない。この場合において、金融庁長官は、あらかじめ、期日及び場所を公示し、かつ、当該前払式支払手段発行者に通知して、申立人、当該期間内に債権の申出をした者及び当該前払式支払手段発行者に対し、権利の存否及びその権利によつて担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、法第三十一条第二項の期間の末日までに供託された発行保証金について、遅滞なく、配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該前払式支払手段発行者に通知しなければならない。

6 配当は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。

7 金融庁長官は、前払式支払手段発行者の営業所又は事務所の所在地を確知できないときは、第二項、第四項及び第五項の規定による当該前払式支払手段発行者への通知を要しない。

8 金融庁長官は、債券が供託されている場合において、権利の実行が必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

9 第五項及び第六項の場合において、金融庁長官は、第五項に規定する発行保証金の額から法第三十一条第二項に規定する公示の費用、同条第三項に規定する権利実務代行者の報酬その他の発行保証金の還付の手続に必要な費用（前項の換価の費用を除く。）の額を控除した額について配当表を作成し、当該配当表に従い配当を実施することができる。

（供託義務の免除される銀行等が満たすべき要件等）

第十二条 法第三十五条に規定する政令で定める要件は、第八条第一項に規定する要件とする。

2 法第三十五条に規定する政令で定める者は、第八条第二項第一号に掲げる者とする。

第三章 資金移動

（第二種資金移動業及び第三種資金移動業における資金移動の上限額）

第十二条の二 法第三十六条の二第二項に規定する少額として政令で定める額は、百万円に相当する額とする。

2 法第三十六条の二第三項に規定する特に少額として政令で定める額は、五万円に相当する額とする。

（資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）

第十三条 法第四十条第一項第十号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法人が法第八十二条第一項又は第二項の規定により法第六十四条第一項の免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

二 法人が銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四十条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の三十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役（同法第四十七条第二項の規定により取締役とみなされる日本における代表者を含む）、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

三 法人が長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四十条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第六十条の二第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第三十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の三十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役（同法第四十七条第二項の規定により取締役とみなされる日本における代表者を含む）、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

四 法人が信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四十条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

五 法人が労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十五条の規定により同法第六十条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

六 法人が中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六十六条第二項の規定により解散を命ぜられ、若しくは協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六十六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の認可を取り消され、又は同法第六十条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六十条の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日（解散命令の場合にあつては、当該解散命令がなされた日。以下この号から第九号までにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

七 法人が農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

四 法人が信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四十条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

五 法人が労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十五条の規定により同法第六十条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

六 法人が中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六十六条第二項の規定により解散を命ぜられ、若しくは協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六十六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の認可を取り消され、又は同法第六十条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六十条の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日（解散命令の場合にあつては、当該解散命令がなされた日。以下この号から第九号までにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

七 法人が農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

八 法人が水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六十六条第一項の許可を取り消され、又は同法第二百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

九 法人が農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員又は監事であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

十 法人が株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十三条第一項の規定により同法第八條第一項又は第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与又は監査役であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

十一 法人が法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第一号から前号までに規定する免許、許可若しくは認可と同種類の免許、許可若しくは認可（当該免許、許可若しくは認可に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可若しくは認可の更新を拒否され、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（解散命令の場合にあつては当該解散命令がなされた日とし、更新の拒否の場合にあつては当該更新の拒否の処分がなされた日とする。以下この号において同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

十二 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第六十六条の二第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は株式会社商工組合中央金庫法第十三条第一項の規定により同法第八條第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

十三 銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第六十六条の五第一項の許可を取り消された場合、信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合、労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合、協同組合による金融事業に関する法律第六十六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六十六条の三第一項の許可を取り消された場合、農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合、水産業協同組合法第八十八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第五十六条第一項の許可を取り消された場合又は農林中央金庫法第九十五条の四第一項において、その取消しの日から五年を経過しない者

十四 銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは同法第五十二条の三十六第一項と同種類の認可若しくは許可を取り消され、又は当該認可若しくは許可の更新を拒否された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない者

十五 法第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は理事若しくは監事であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十六 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役（同法第四十七条第二項の規定により取締役とみなされる日本における代表者を含む。）執行役、会計参与若しくは監査役又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十七 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十八 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十九 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事若しくは監事又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十 協同組合による金融事業に関する法律第六十六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六十六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十一 水産業協同組合法第八條第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十二 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十三 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与又は監査役であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十四 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（最低要履行保証額）
第十四条 法第四十三条第二項ただし書に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる資金移動業の種類（法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種類をいう。以下この章において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 次号に掲げる資金移動業の種類以外の資金移動業の種類 千万円をその資金移動業者が営む資金移動業の種類（同号に掲げる資金移動業の種類を除く。）の数で除して得た額（その額に一万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）
二 第三種資金移動業（法第三十六条の二第三項に規定する第三種資金移動業をいう。以下この号、第十七条第一項第一号及び第十七条の三第二項第二号において同じ。）（その資金

11 金融庁長官は、仮配当をするときは、速やかに、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

一 仮配当をする旨

二 債権者一人当たり又は為替取引一件当たりの仮配当の上限の額

三 仮配当の請求期間

四 仮配当の方法

五 請求者が仮配当を請求する際に金融庁長官に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

六 その他金融庁長官が必要と認める事項

12 仮配当を求める者は、前項の規定により公示した請求期間内に、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官に仮配当を請求しなければならない。ただし、その請求期間内に請求しなかったことにつき災害その他やむを得ない事情があるとき金融庁長官が認めるときは、この限りでない。

13 権利の実行の手續に係る債権者が当該権利の実行の手續において第十項の仮配当を受けている場合における第六項の配当の額は、当該仮配当の額（次項の規定により国庫に納付すべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。

14 権利の実行の手續に係る債権者が受けた第十項の仮配当の額が、第六項の配当の額を超えるときは、その者は、その超える金額を国庫に納付しなければならない。

（資金移動業者が電子公告により資金移動業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第二十條 法第六十一條第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二十四号に規定する電子公告をいう。）によりする場合について、法第六十一條第六項及び第七項における会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えらるる字句	読み替えらるる字句
第九百四十條第三項（各号前二項を除く。）	これらの	第一項

第三章の二 暗号資産

（暗号資産交換業の登録が取り消された法人の取締役等であった者に準する者）

第二十條の二 法第六十三條の五第一項第十一号ホに規定する政令で定める者は、法に相当する

外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者とする。

（暗号資産交換業者が電子公告により暗号資産交換業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第二十條の三 法第六十三條の二十第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二十四号に規定する電子公告をいう。）によりする場合について、法第六十三條の二十第六項及び第七項における会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えらるる字句	読み替えらるる字句
第九百四十條第三項（各号前二項を除く。）	これらの	第一項

第四章 資金清算

（資金清算業の免許が取り消された法人の取締役等であった者に準する者）

第二十一條 法第六十六條第二項第四号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法人が法第五十六條第一項又は第二項の規定により法第三十七條の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

二 法人が銀行法第二十七條若しくは第二十八條の規定により同法第四條第一項の免許を取り消され、同法第五十二條の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二條の三十四第一項の規定により同法第五十二條の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二條の五十六第一項の規定により同法第五十二條の三十三第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役（同法第四十七條第二項の規定により取締役とみなされる日本における代表者を含む）、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

三 法人が長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第二十七條若しくは第二十八條

の規定により長期信用銀行法第四條第一項の免許を取り消され、同法第十七條において準用する銀行法第五十二條の十五第一項の規定により長期信用銀行法第六條の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七條において準用する銀行法第五十二條の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第六條の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七條において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六條の五第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与又は監査役であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

四 法人が信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第二十七條若しくは第二十八條の規定により信用金庫法第四條の免許を取り消され、又は同法第八十九條第五項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五條の二第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

五 法人が労働金庫法第九十五條の規定により同法第六條の免許を取り消され、又は同法第九十四條第三項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九條の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

六 法人が中小企業等協同組合法第六條第二項の規定により解散を命ぜられ、若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十七條若しくは第二十八條の規定により協同組合による金融事業に関する法律第三條第一項の認可を取り消され、又は同法第六條の五第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日（解散命令の場合にあつては、当該解散命令がなされた日。以下この号から第九号までにおいて同

じ。）前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

七 法人が農業協同組合法第九十二條の四第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二條の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五條の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

八 法人が水産業協同組合法第八十八條第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六條第一項の許可を取り消され、又は同法第六條第二十四條の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

九 法人が農林中央金庫法第九十五條の四第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五條の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六條の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

十 法人が株式会社商工組合中央金庫法第十三條第一項の規定により同法第八條第一項又は第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与又は監査役であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

十一 法人が法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第一号から前号までに規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免

許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、又は解散を命ぜられた場合において、その取消の日（解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とし、更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とする。以下この号において同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消の日から五年を経過しない者

十二 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は株式会社商工組合中央金庫法第十三条第一項の規定により同法第八条第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者

十三 銀行法第五十二条の三十六第一項の規定により同法第五十二条の三十七第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第五十二条の五十六第一項の許可を取り消された場合、労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合、農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合、水産業協同組合法第八十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第

百六条第一項の許可を取り消された場合又は農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者

十四 銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは同法第五十二条の三十六第一項と同種類の認可若しくは許可を取り消され、又は当該認可若しくは許可の更新を拒否された場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない者

十五 法第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は理事若しくは監事であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十六 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役とみなされる日本における代表者を含む）、執行役、会計参与若しくは監査役又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十七 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は長期信用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十八 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十九 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事若しくは監事又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任

を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十一 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十二 水産業協同組合法第八十二条第二項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十三 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十四 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与又は監査役であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十五 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（剰余金の配当に係る最低純資産額）

第二十三条 法第六十八条第二項の規定により読み替へて適用する会社法第四百五十八条に規定する政令で定める金額は、二十億円とする。

第五章 認定資金決済事業者協会

第二十三条 法第八十七条の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

- 一 名称
 - 二 事務所の所在の場所
 - 三 役員の名及び会員の名称
 - 2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 第六章 指定紛争解決機関
- （紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）
- 第二十四条 法第九十九条第一項第二号及び第四号並びに第一百一条第一項の規定において読み替へて準用する銀行法（以下この章において「準用銀行法」という。）第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十六条の三十九第一項の規定による指定
 - 二 第二十六条各号に掲げる指定
- （異議を述べた資金移動業者の数の資金移動業者等関係業者の総数に占める割合）
- 第二十五条 法第九十九条第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。
- （名称の使用制限の適用除外）
- 第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。
- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
 - 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
 - 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
 - 四 水産業協同組合法第八十二条の六第一項の規定による指定
 - 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
 - 六 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定
 - 七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
 - 八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定
 - 九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

<p>第五十二条他の資金決済に関する法律以外の第六十六</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定十二 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定（指定紛争解決機関について準用する銀行法の規定の読替え）</p>
---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	---

<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者の六十七第三項及び第七十九第一</p>	<p>第五十二条他の資金決済に関する法律以外の八十三第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第七 雑則 第二十八条 法第百四条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 法第六十四条第一項又は第二項の規定による法第六十四条第一項の免許の取消し 二 法第八十五条第一号及び第二号に掲げる処分についての同条の規定による財務大臣への通知 （前払式支払手段に関する財務局長等への権限の委任） 第二十九条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第二章の規定による権限及び第二章の規定による金融庁長官の権限（第四項において「長官権限」と総称する。）は、前払式支払手段発行者（法第七十七条の登録を受けようとする法人を含む。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第二十四条第一項及び第二項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十九条（これらの規定（法第二十六条を除く。）を法附則第六条、第八条第二項又は第九条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p>
---	-----------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--

<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者の六十七第三項及び第七十九第一</p>	<p>第五十二条他の資金決済に関する法律以外の八十三第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>三 前項の規定により前払式支払手段発行者の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して、検査等を行うことができる。 4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。 5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。 （資金移動業に関する財務局長等への権限の委任） 第三十条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の規定による権限及び第三章の規定による金融庁長官の権限（第四項において「長官権限」と総称する。）は、資金移動業者（法第三十七条の登録を受けようとする者を含む。）の本店（法第二十四条第四項に規定する外国資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第五十四条第一項及び第二項、第五十五条、第五十六条第一項及び第二項並びに第五十八条の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p>
---	-----------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	---

<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者の六十七第三項及び第七十九第一</p>	<p>第五十二条他の資金決済に関する法律以外の八十三第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>第五十二条銀行資金移動業等関係業者を第五十二条の六十五第を</p>	<p>第五十二条この資金決済に関する法律の六十五第法律</p>	<p>三 前項の規定により資金移動業者の支店に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該資金移動業者の本店又は当該支店以外の支店に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店以外の支店に対し、検査等を行うことができる。 4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。 5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。 （暗号資産交換業に関する財務局長等への権限の委任） 第三十一条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の二の規定による権限（第四項において「長官権限」という。）は、暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。）の本店（法第二十九条第九項に規定する外国暗号資産交換業者である暗号資産交換業者にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第六十三条の二の第一項及び第二項並びに第六十三条の十九（これらの規定を情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正するための法律（令和元年法律第二十八号）附則第二条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p>
---	-----------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	---

3 前項の規定により暗号資産交換業者の支店に
対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支
局長は、当該暗号資産交換業者の本店又は当該
支店以外の支店に対して検査等の必要を認め
たときは、当該本店又は当該支店以外の支店に
対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官
の指定するものについては、適用しない。
5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、
その旨を告示するものとする。これを廃止し、
又は変更したときも、同様とする。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、附則第九
条及び第十條の規定は公布の日から、附則第九
二條の規定（預金保険法施行令（昭和四十六年
政令第九十一号）第三條第八號の改正規定に限
る。）及び附則第十三條の規定（農水産業協同
組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二
百一十号）第六條第八號の改正規定に限る。）は、
信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律（平成十八年法律第九十九号）附則第三号に
掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一
日）から施行する。

（前払式証券の規制等に関する法律施行令の廃
止）

第二条 前払式証券の規制等に関する法律施行令
（平成二年政令第九十三号）は、廃止する。
（前払式証券の規制等に関する法律第十四條第
一項に規定する権利の実行の手續に関する経過
措置）

第三条 この政令の施行の日（以下「施行日」と
いう。）以後最初に到来する基準日（法第三條
第二項に規定する基準日をいう。）前に申し立
てられた法附則第二條の規定による廃止前の前
払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律
第九十二号）第十四條第一項に規定する権利の
実行の手續については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることと
される権利の実行の手續が終了するまでの間
は、当該手續に係る前払式証券の発行者が行う
べき供託については、なお従前の例による。
（法附則第四條第一項の規定により自家型発行
者となつたものとみなされる者等についての経
過措置）

第四条 法附則第四條第一項の規定により自家型
発行者となつたものとみなされる者が同條第二

項の規定による書類の提出をするまでの間に
おける当該者に対する法第五條第三項の規定の適
用については、同項中「第一項各号（第五号を
除く。）」とあるのは、「附則第二條の規定によ
る廃止前の前払式証券の規制等に関する法律
（平成元年法律第九十二号）第四條第一項各号」
とする。

2 法附則第五條第一項の規定により第三者型発
行者となつたものとみなされる者が同條第二項
の規定による書類を提出するまでの間における
当該者に対する法第十一條第一項の規定の適用
については、同項中「第八條第一項各号」とあ
るのは、「附則第二條の規定による廃止前の前
払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律
第九十二号）第七條第一項各号」とする。

**（法附則第八條の規定の適用を受ける者につ
いて）**

第五条 法附則第八條第一項の規定の適用がある
場合における法第二十二條第一項、第二十七條及
び第三十四條の規定の適用については、同項第
二號中「第七條の登録を取り消された」とある
のは、「第三者型前払式支払手段の発行の業務の
廃止を命じられた」と、法第二十七條第二項中
「第七條の登録を取り消す」とあるのは、「第二
号型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命ず
る」と、法第三十四條中「第七條の登録が取り
消されたとき」とあるのは、「第三者型前払式支
払手段の発行の業務の廃止を命じられたとき」
とする。

**（法附則第九條の規定の適用を受ける者の基準
日未使用残高及び基準期間の発行額）**

第六条 法附則第九條第一項に規定する基準日未
使用残高に係る政令で定める額は、五千万円と
する。

2 法附則第九條第一項第三号に規定する政令で
定める額は、二千五百万円とする。
（法附則第九條の規定の適用を受ける者につ
いて）

第七条 法附則第九條第一項の規定の適用がある
場合における法第二十二條第一項、第二十七條及
び第三十四條の規定の適用については、同項第
二號中「第七條の登録を取り消された」とある
のは、「第三者型前払式支払手段の発行の業務の
廃止を命じられた」と、法第二十七條第二項中
「第七條の登録を取り消す」とあるのは、「第三
号型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命ず
る」と、法第三十四條中「第七條の登録が取り

消されたとき」とあるのは、「第三者型前払式支
払手段の発行の業務の廃止を命じられたとき」
とする。

（表示義務に関する経過措置）

第八条 法の施行の際現に前払式支払手段の利用
者に対し交付されている書面その他の物であつ
て前払式支払手段と一体となつて表示している
金額（金額を度その他の単位により換算して表
示しているものと認められる場合の当該単位を
含む。）又は物品若しくは役務の数量の記録を
加算することにより行われる前払式支払手段の
発行については、法第十三條第一項の規定は、適
用しない。

（法施行前における資金移動業者の登録を受け
るための準備行為）

第九条 法第三十七條の登録を受けようとする者
は、法の施行前においても、法第三十八條の規
定の例により、その申請を行うことができる。
（法施行前における認定資金決済事業者協会の
認定を受けるための準備行為）

第十条 法第八十七條の認定を受けようとする者
は、法の施行前においても、同條の規定の例に
より、その申請を行うことができる。
（指定紛争解決機関に関する経過措置）

（指定紛争解決機関に関する経過措置）

第十一条 平成二十五年九月二十九日までの間に
おける第二十四條及び第二十六條の規定の適用
については、第二十四條中「次に掲げるもの」
とあるのは、「次に掲げるもの及び証券取引法等
の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の
整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六
号）第五十七條第二項の規定によりなおその効
力を有するものとされる同法第一條の規定によ
る廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律
（昭和六十二年法律第十四号）第四十三條の
第二項の規定による指定」と、第二十六條中
「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあ
るのは、「次に掲げる指定又は証券取引法等の一
部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備
等に関する法律第五十七條第二項の規定により
なおその効力を有するものとされる同法第一條
の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関
する法律第四十三條の第二項の規定による指
定のいずれかを受けた者」とする。

**附則（平成二六年一月二四日政令第一
五号）抄**

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正
する法律の施行の日（平成二六年四月一日）
から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

**附則（平成二六年三月二四日政令第七
三号）抄**

（施行期日）

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び
信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部
を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」
という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）
から施行する。
（資金決済に関する法律施行令の一部改正に伴
う経過措置）

（施行期日）

第十一条 存続厚生年金基金に対する第三十三條
の規定による改正後の資金決済に関する法律施
行令第四條第四項の規定の適用については、同
項第二号ハ中「企業年金基金」とあるのは、
「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため
の厚生年金保険法等の一部を改正する法律
（平成二十五年法律第六十三号）附則第三條第
十一号に規定する存続厚生年金基金、企業年金
基金」とする。

**附則（平成二七年一月三〇日政令第三
〇号）抄**

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正す
る法律（次項において「改正法」という。）の
施行の日（平成二十八年四月一日）から施行す
る。

**附則（平成二七年一月二六日政令第
三九二号）抄**

（施行期日）

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日
（平成二十八年四月一日）から施行する。
（経過措置の原則）

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に
ついての不服申立てであつてこの政令の施行前
にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政
令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為
に係るものについては、この附則に特別の定め
がある場合を除き、なお従前の例による。
（公認会計士法施行令等の一部改正に伴う経過
措置）

第三条 略

は、同条第五項の規定により施行日以後に行う
公示に係る配当について適用し、同号の規定に
よる改正前の資金決済に関する法律施行令（次
項において「旧資金決済法施行令」という。）
第十一條第五項の規定により施行日前に行った
公示に係る配当については、なお従前の例によ
る。

11 新資金決済法施行令第十九條第六項の規定
は、同条第五項の規定により施行日以後に行う
公示に係る配当について適用し、旧資金決済法
施行令第十九條第五項の規定により施行日前に
行った公示に係る配当については、なお従前の
例による。

附 則（平成二八年一月二六日政令第二
一号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成二八年四月一日から施行
する。

附 則（平成二九年三月二四日政令第四
七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、情報通信技術の進展等の環
境変化に対応するための銀行法等の一部を改正
する法律（附則第十九條を除く。）の施行の日
（平成二九年四月一日）から施行する。た
だし、附則第三條及び第五條の規定は、同法附則
第十九條の規定の施行の日（同年三月二十五
日）から施行する。
（保有者に対する前払式支払手段の払戻しに関
する経過措置）

第二條 情報通信技術の進展等の環境変化に対応
するための銀行法等の一部を改正する法律（以
下「改正法」という。）第十一條の規定による
改正後の資金決済に関する法律（平成二一年
法律第五十九號。以下「新資金決済法」とい
う。）第二十條の規定は、「前払式支払手段發行
者（新資金決済法第二條第一項に規定する前払
式支払手段發行者をいう。以下この条において
同じ。）が改正法の施行の日（以下「改正法施
行日」という。）以後に新資金決済法第二十條
第一項各号のいずれかに該当することとなつた
場合について適用し、前払式支払手段發行者が
改正法施行日前に改正法第十一條の規定による
改正前の資金決済に関する法律第二十條第一項
各号のいずれかに該当する場合については、な
お従前の例による。

（改正法施行日前における仮想通貨交換業者の
登録を受けるための準備行為）

第三条 新資金決済法第六十三條の二の登録を受
けようとする者は、改正法施行日前において

も、新資金決済法第六十三條の三の規定の例に
より、その申請を行うことができる。
（改正法附則第八條第二項の規定による新資金
決済法の規定の読替え）

第四条 改正法附則第八條第二項の規定により新
資金決済法の規定を適用する場合においては、
新資金決済法第六十三條の十七第二項中「第六
十三條の二の登録を取り消す」とあるのは「仮
想通貨交換業者の全部の廃止を命ずる」と、新資
金決済法第六十三條の二十一中「第六十三條の
二の登録が取り消された」とあるのは「仮想通貨
交換業者の全部の廃止を命じられた」とする。
（改正法施行日前における認定資金決済事業者
協会の認定を受けるための準備行為）

第五條 新資金決済法第八十七條の認定を受けよ
うとする者（新資金決済法第二條第七項に規定
する仮想通貨交換業者を行う者が設立した一般社
団法人に限る。）は、改正法施行日前におい
ても、新資金決済法第八十七條の規定の例によ
り、その申請を行うことができる。

附 則（平成二九年一〇月二七日政令第
二七三号）抄

（施行期日）
1 この政令は、法の施行の日（平成三十年六月
十五日）から施行する。

附 則（平成三〇年五月三〇日政令第一
七三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する
法律（以下「改正法」という。）の施行の日
（平成三十年六月一日）から施行する。
附 則（平成三〇年一月二七日政令第
三七七号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月三日政令第一四二
号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、情報通信技術の進展に伴う
金融取引の多様化に対応するための資金決済に
関する法律等の一部を改正する法律（以下「改
正法」という。）の施行の日（令和二年五月一
日）から施行する。ただし、第七條中特定商取
引に関する法律施行令附則第三項第二号の改正
規定並びに次条並びに附則第四條及び第八條の
規定は、公布の日から施行する。

（改正法施行日前における暗号資産交換業者の
登録の申請）

第二条 改正法第一條の規定による改正後の資金
決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九

号。以下この条及び次条において「新資金決済
法」という。）第六十三條の二の登録を受けよ
うとする者（暗号資産管理業務（改正法附則第
二條第一項に規定する暗号資産管理業務をい
う。附則第十一條第一項において同じ。）を行
う者に限る。）は、改正法の施行の日（以下
「改正法施行日」という。）前においても、新資
金決済法第六十三條の三の規定の例により、そ
の申請を行うことができる。
（改正法附則第二條第三項の規定による新資金
決済法の規定の読替え）

第三条 改正法附則第二條第三項の規定により新
資金決済法の規定を適用する場合においては、
新資金決済法第六十三條の九の二第二号中「暗
号資産交換業者である旨及びその登録番号」と
あるのは「情報通信技術の進展に伴う金融取引
の多様化に対応するための資金決済に関する法
律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二
十八號）附則第二條第一項又は第二項の規定に
よりこれらの項に定める期間において暗号資産
管理業務（同条第一項に規定する暗号資産管理
業務をいう。第六十三條の十七第二項及び第六
十三條の二十一において同じ。）を行うことが
できる者である旨」と、新資金決済法第六十三
條の十七第二項中「第六十三條の二の登録を取
り消す」とあるのは「暗号資産管理業務の全部
の廃止を命ずる」と、新資金決済法第六十三條
の二十一中「第六十三條の二の登録が取り消さ
れた」とあるのは「暗号資産管理業務の全部の
廃止を命じられた」と、「前条第二項の規定に
より第六十三條の二の登録が効力を失つた」と
あるのは「暗号資産管理業務の全部を廃止した
ことにより情報通信技術の進展に伴う金融取引
の多様化に対応するための資金決済に関する法
律等の一部を改正する法律附則第二條第一項及
び第二項の規定の適用を受けないこととなつ
た」とする。

（改正法施行日前における暗号資産交換業者の
登録の申請）

2 前項の規定により新資金決済法の規定を読み
替えて適用する場合における改正法附則第二條
の規定の適用については、同条第一項中「第六
十三條の十七第一項」とあるのは「第六十三條
の十七第一項若しくは第二項」と、同条第二項
中「第六十三條の十七第一項」とあるのは「第
六十三條の十七第一項又は第二項」と、同条第
四項中「第六十三條の十七第一項」とあるのは
「第六十三條の十七第一項又は第二項」と、「同
項」とあるのは「これらの項」とする。

（罰則に関する経過措置）
第十三條 この政令の施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年七月八日政令第二一七
号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十
二月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第
二條の規定によりなおその効力を有することと
される場合におけるこの政令の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

附 則（令和三年三月一九日政令第五二
号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、金融サービスの利用者の利
便の向上及び保護を図るための金融商品の販売
等に関する法律等の一部を改正する法律（以下
「改正法」という。）附則第一條第二号に掲げる
規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行
する。ただし、附則第四條から第七條までの規
定は、公布の日から施行する。

（発行保証金の取戻しに関する経過措置）

第二条 改正法附則第一條第二号に掲げる規定の
施行の際現にこの政令による改正前の資金決済
に関する法律施行令第九條第一項（第三号又は
第四号に係る部分に限る。）の承認を受けてい
る者が行う同項に規定する発行保証金の取戻し
については、なお従前の例による。

（履行保証金の供託に関する経過措置）

第三条 みなし登録第二種業者（改正法附則第七
條第二項に規定するみなし登録第二種業者をい
い、改正法附則第十二條第三項に規定する信託
契約みなし登録第二種業者を除く。）が、改正
法附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日
（以下「第二号施行日」という。）から第二号施
行日の直前の改正法第十四條の規定による改正
前の資金決済に関する法律（以下この条におい
て「旧資金決済法」という。）第四十三條第一
項に規定する基準日の翌日から起算して一週間
を経過する日までの間に改正法第十四條の規定
による改正後の資金決済に関する法律（以下
「新資金決済法」という。）第四十一條第一項の
変更登録を受けた場合には、当該みなし登録第
二種業者に係る改正法附則第九條の規定により

なお従前の例によることとされる場合における旧資金決済法第四十三条第二項に規定する政令で定める額は、千円を当該みなし登録第二種業者が営む資金移動業の種別（新資金決済法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいい、第三種資金移動業（新資金決済法第三十六条の二第三項に規定する第三種資金移動業をいう。以下この条において同じ。）（当該みなし登録第二種業者が営む第三種資金移動業の新資金決済法第四十五条の二第一項に規定する預貯金等管理割合が百分の百である場合に限る。）を除く。）の数で除して得た額（その額に一万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

（第二号施行日前における登録申請書の提出）

第四条 第二号施行日以後に、新資金決済法第二条第二項に規定する資金移動業を営もうとする者は、第二号施行日前においても、新資金決済法第三十八条の規定の例により、同条第一項の登録申請書を提出することができる。この場合において、当該登録申請書は、第二号施行日において同項の規定により提出されたものとみなす。

（第二号施行日前における業務実施計画の認可の申請）

第五条 新資金決済法第四十条の二第一項の認可を受けようとする者は、第二号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

（第二号施行日前における改正法附則第七条第二項の書類の提出）

第六条 この政令の公布の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けている者は、第二号施行日前においても、改正法附則第七条第二項の規定の例により、同項の書類の提出をすることができる。この場合において、当該書類は、第二号施行日において同項の規定により提出されたものとみなす。

（第二号施行日前における変更登録の申請）

第七条 前条の規定により改正法附則第七条第二項の書類を提出した者であつて、新資金決済法第四十一条第一項の変更登録を受けようとするものは、第二号施行日前においても、同条第二項において準用する新資金決済法第三十八条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（権限の委任）

第八条 改正法附則第十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限は、みなし登録第

二種業者（改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいう。）の本店（資金決済に関する法律第二条第四項に規定する外国資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。